

新BIS規制における証券化の取扱いに関する  
ワーキング・ペーパー  
(第二版)

金融庁

2002年10月29日

# 新BIS規制における「証券化」の定義

(「本文」Para.5、「Annex 3」Para.486～488)

## 「証券化」の定義 (「Annex 3」Para.486)

1. 一つ以上の原資産から、異なる信用リスクの度合いを反映した階層的なポジションないしはトランシェが構築された取引。こうしたポジションは、証券やクレジットデリバティブのかたちを取り得る。

2a. 投資家に対する支払いが、発行体の信用力でなく、原資産のパフォーマンスに基づく取引。原資産は、ローン、コミットメント、売掛債権のかたちを取り得る。

または

2b. 投資家の潜在的なリスクが原資産のパフォーマンスに基づいているクレジットデリバティブを含む取引。

3. スペシャライズド・レンディング\*に該当しない取引

証券化に関わる取引・商品  
(Securitisation Exposures)

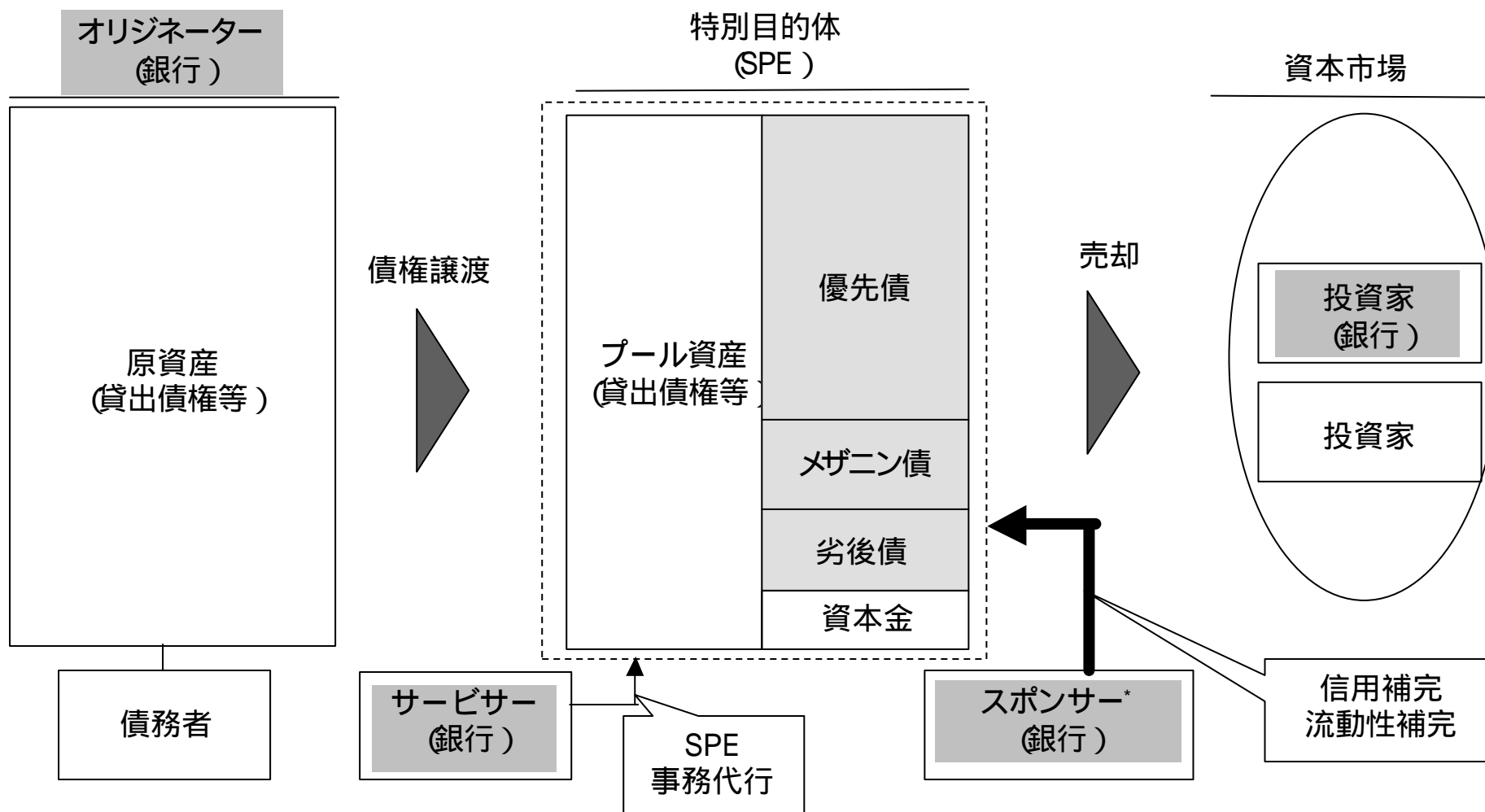
- 資産担保証券 (ABS)
- モーゲージ担保証券 (MBS)
- 信用補完
- 流動性補完
- クレジットデリバティブ など

証券化商品の自己資本規制上の取扱いは、法的形式でなく、経済的実態で判断される

\* プロジェクト・ファイナンスなどの特定資産のみを返済源とする融資。詳細は、バーゼル銀行監督委員会「Quantitative Impact Study 3 Technical Guidance」(2002年10月1日公表)Para.182～189を参照。

# 証券化商品・取引における銀行の役割

(「Annex 3」Para.492～494)



\* 「ワーキングペーパー」では、スポンサーはオリジネーターに含む扱いとなっている

# 新BIS規制上の証券化の取扱い

(「本文」Para. 7~40、「Annex 2」)

保有部分 の格付	標準的手法	内部格付手法 (IRB)	
		オリジネーター*	投資家
投資 適格	格付別 リスクウェイト	a) 保有部分の信用補完レベル**が $K_{IRB}^{***}$ まで 自己資本控除  b) 保有部分の信用補完レベル**が $K_{IRB}$ 超 格付準拠方式 (Rating Based Approach <RBA> )  c) $K_{IRB}$ Capあり****	格付準拠方式 (Rating Based Approach <RBA> )
非 投資 適格	オリジネーター： 自己資本控除 投資家： a) BB格 格付別リスクウェイト b) B格以下 自己資本控除		
無 格付	自己資本控除	a) 保有部分の信用補完レベル**が $K_{IRB}$ まで 自己資本控除 b) 保有部分の信用補完レベル**が $K_{IRB}$ 超 当局が設定する計算手法 (Supervisory Formula Approach <SFA> )または自己資本控除 c) $K_{IRB}$ Capあり****	自己資本控除

\* オリジネーターのほか、 $K_{IRB}$ の算出が可能で、SFAの利用が当局によって認められた投資家が含まれる  
 \*\* 信用補完レベルとは、(a)保有部分より劣後するエクスポージャー総額の (b)証券化対象資産の名目額に対する割合 (%) )  
 \*\*\* (a)IRBによる原資産の所要自己資本額 (証券化前の原資産の所要自己資本額)の (b)証券化対象資産の名目額に対する割合 (%) )  
 \*\*\*\*  $K_{IRB}$  Capとは、所要自己資本額が証券化前の所要自己資本額を超えないよう設定された限度枠 (キャップ)

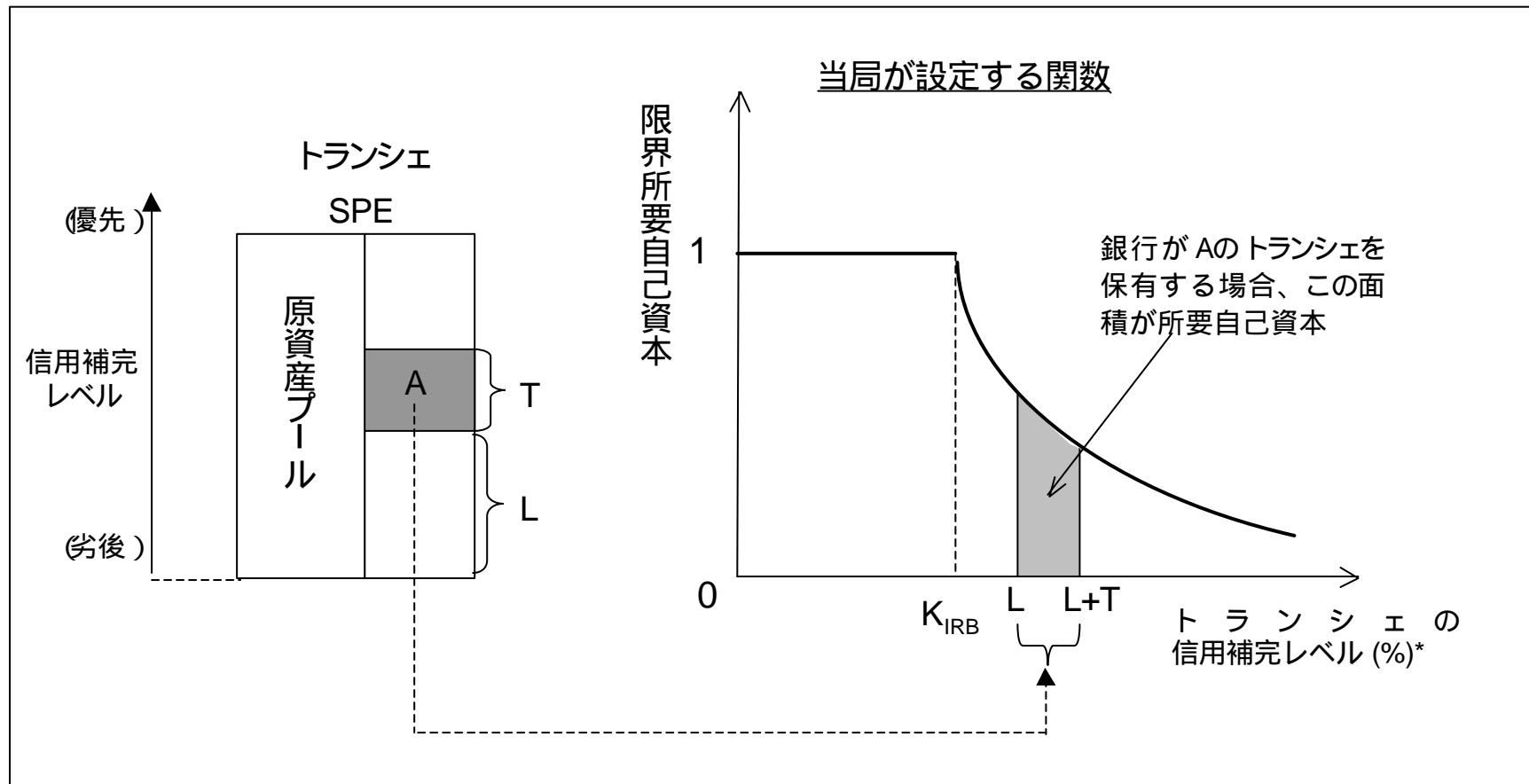
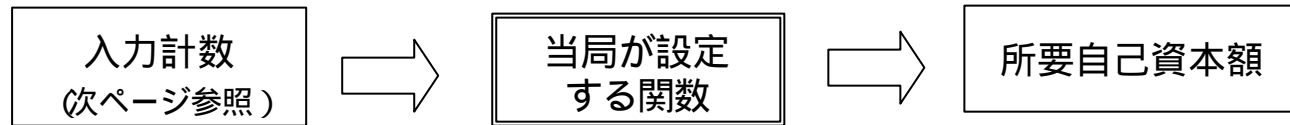
# 標準的手法におけるリスクウェイト (「Annex 3」Para.517 ~ 525)

保有部分の格付		オリジネーターの場合	投資家の場合	例外措置
長期格付	AAA ~ AA-	20%		<p>最優先部分を保有している場合 原資産を構成する債権の平均リスクウェイト。平均リスクウェイトを計算できない場合は、自己資本控除</p> <p>以下の3つの要件を満たすABCPのポジション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2番目の劣後ポジション以上で最劣後部分が十分な信用補完を提供していること</li> <li>・当該信用リスクが投資適格以上</li> <li>・当該ポジションの保有者が最劣後部分を保有していないこと</li> </ul> <p>原資産を構成する債権の最大リスクウェイト(フロア100%)</p>
	A+ ~ A-	50%		
	BBB+ ~ BBB-	100%		
	BB+ ~ BB-	自己資本控除	350%	
	B+以下	自己資本控除		
	無格付	自己資本控除		
短期格付	A1/P1	20%		
	A2/P2	50%		
	A3/P3	100%		
	その他格付	自己資本控除		
	無格付	自己資本控除		

標準的手法では、証券化商品の信用力(外部格付)によって所要自己資本額が変化

# 当局が設定する計算手法 (SFA) による所要自己資本額算出

(「本文」Para.36～40、「Annex 3」Para.573～576)



\* 信用補完レベルとは、(a)保有部分より劣後するエクスポージャー総額の (b)証券化対象資産の名目額に対する割合 (%)

# 当局が設定する計算手法 (SFA) における入力計数

(「本文」Para.37、「Annex 3」Para.574～581)

トランシェの信用補完レベル (L) --- 証券化対象資産でL以上の損失が発生した場合にトランシェに損失が及ぶことを意味 (証券化対象資産の名目額に占める割合(%))

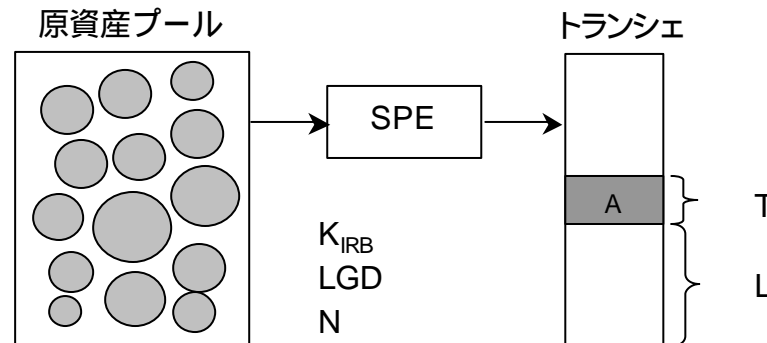
トランシェの厚み (T) --- トランシェの金額 (証券化対象資産の名目額に占める割合(%))

原資産プール全体の所要自己資本 ( $K_{IRB}$ ) --- 原資産プールの信用リスク情報を把握し、内部格付手法を用いて計算する (証券化対象資産の名目額に占める割合(%))

原資産プールの加重平均デフォルト時損失率 (LGD)

原資産プールにある資産の個数 (N) --- 与信サイズも考慮した実効的な個数であり

$N = (EAD)^2 / EAD^2$  により算出。



# 格付準拠方式 (RBA)における長期格付に対するリスクウェイト

(「本文」Para.23～35、「Annex 3」Para.566～570)

保有部分の格付*	厚みのある分散度合い (グラニュラリティ)の高い プール資産のリスクウェイト**	基本リスクウェイト	分散度合い (グラニュラリティ)が低い プール資産のリスクウェイト**
Aaa	7%	12%	20%
Aa	10%	15%	25%
A	20%		35%
Baa1	50%		
Baa2	75%		
Baa3	100%		
Ba1	250%		
Ba2	425%		
Ba3	650%		
Ba3未満および 無格付	自己資本控除		

\* 外部格付、ないしは適格要件 (Para. 572) を満たした 推定された格付 (inferred rating) 」、  
\*\* グラニュラリティが高い場合はN = 100、グラニュラリティが低い場合はN < 32と定義される